

70歳以上の方 [前期・後期 高齢者] の医療費・食事負担について

○ 入院一部負担金・食事代 [標準負担額]

・ 一割負担または、二割負担 [平成26年4月2日以降に70歳になられた方] の方の入院一部負担金上限額は 57,600円です。(食事代は別途かかります。)

【 現行並み所得の方は 3割 ～ 下記一覧参照 】

・ 『 一部負担金・標準負担減額認定証 』の申請をしていただければ、ひと月の自己負担額上限が下記とおり決定いたします。

※ 『 一部負担金・標準負担減額認定証 』は患者様ご本人・家族又は代理人が申請し、当月中に当院事務窓口にて提示していただく必要があります。

■ 高齢者入院一部負担金・食事代 [標準負担額] 一覧

【 ひと月当たり (1日 ～ 月末まで) 】

区 分	一部負担金	食事代 [1食]	負担割合
① 一般の方 [住民税課税世帯] ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは44,400円となります	57,600円	460円	1割 または 2割
② 住民税非課税世帯の方 [③該当者は除く]	24,600円	210円	
③ 『 ② 』対象者のうち入院期間が 90日を超えた方		160円	
④ 『 ② 』対象者のうち所得が 一定基準に満たない方	15,000円	100円	
⑤ 一定以上 [現行並み] 所得の方 現役並所得者Ⅰ 80,100円に『 総医療費から267,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは44,400円となります	460円	460円	3割
現役並所得者Ⅱ 167,400円に『 総医療費から558,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは93,000円となります			
現役並所得者Ⅲ 252,600円に『 総医療費から842,000円を引いた残額の1% 』 を足した額 ※ 1年間に4回以上、上記計算の対象となった場合は 4回目からは140,100円となります			

※ 請求書 [領収書] に記載される『 食事療養費 』は病院から健康保険へ請求する金額、
『 標準負担額 』は当院から患者様へ請求する金額ですので、混同されませんようご注意ください。